

令和4年度島根県獣医師修学資金募集要項

令和4年4月1日農畜第119号

この制度は、将来島根県（以下「県」という。）職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生に対し、修学資金を貸与することにより、県の職場において必要な獣医師の人材を確保し、もって県内の家畜衛生及び公衆衛生の充実を図ることを目的としています。

1 対象者

この制度は、獣医系大学において獣医学を履修する課程に在学する学生で、1年生～6年生までの学生を対象とします。

2 募集人数

2名

3 修学資金の貸与額

1月当たり100,000円（国公立大学に在籍している者）

1月当たり180,000円（私立大学に在籍している者）

4 貸与期間

貸与期間は、修学資金の貸与を決定した月（知事が特に必要と認めた場合には、当該貸与を決定した月の属する年の4月）から、大学の獣医学課程を修了する月までとします。

ただし、正規の修業年限を超えることはできません。

5 貸与金の返還の免除

次のいずれかの事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されます。

（1）県関係機関において貸与期間の2分の3に相当する期間（10万円貸与者）、または3分の5に相当する期間（18万円貸与者）獣医師業務に従事したとき。【全額免除】

（2）（1）の従事期間中に、公務上の事由により死亡したとき、又は公務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。【全額免除】

（3）災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。【全額又は一部免除】

6 返還の猶予

貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還を猶予します。

- (1) 獣医師免許取得後、獣医師として県の機関に在職するとき：その在職期間
- (2) 獣医師国家試験の受験資格取得後、獣医師免許を取得することができないとき
：受験資格取得後2年以内
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると知事が認めるとき：その事由が継続する期間

7 貸与金の返還

(1) 返還事由

貸与した修学資金は、貸与を受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、一括返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸与が取り消されたとき
- ② 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき
- ③ 業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により獣医師の業務に従事できないとき
- ④ 県関係機関において貸与期間の2分の3に相当する期間（10万円貸与者）、または3分の5に相当する期間（18万円貸与者）、獣医師の業務に従事できない見込みとなったとき

(2) 返還方法

上記の事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学資金の全額と各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ、年10%の割合で算定した額との合計額を返還しなければなりません。

また、特別な事情等があれば返還方法を変更できる場合もあります。

8 修学資金貸与申請の受付

募集人数に達するまでは随時受け付けします。

修学資金の貸与を希望される方は、「島根県獣医師修学資金貸与希望調査票」に必要事項を記入の上、島根県農林水産部農畜産課（下記）にご提出下さい。

貸与希望調査票を提出いただいた方には、後日こちらからご連絡させていただきます。

9 修学資金貸与の申請手続

修学資金の貸与を受けようとする方は、連帯保証人1人を立て島根県獣医師修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければなりません。

- (1) 大学の学長又は学部長の推薦書
- (2) 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書
- (3) 申請日の属する年度の前年度における学業成績証明書（当該年度の新規の大学入学者については必要ありません。）

10 貸与者の決定

島根県獣医師修学資金貸与者選考審査会設置要領に従い、被貸与者を決定し、本人に通知します。なお、選考のため面接を実施します。

11 交付申請・交付決定

貸与を決定した方には、貸与決定通知書に、奨学金の貸与に必要な次に掲げる書類を添付して送付します。なお、交付申請及び交付決定の手続は、毎年度行います。

(1) 島根県獣医師修学資金交付申請書

(2) 被貸与者本人の口座振替申出書

※インターネットバンクは、県の会計の都合上利用できません。

※通帳の氏名のページのコピーを添付してください。(口座名義(カタカナ)や番号に誤りがあると入金できなくなります。確認のために必要ですので提出をお願いします。)

12 入金

上記の書類が提出された後に、入金の手続をします。

原則として、月額 of 修学資金は、毎月10日に指定の口座に振り込みます。

附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

問合せ・提出先
島根県 農林水産部 農畜産課
担当：廣江・濱村
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5137
FAX 0852-22-6043

島根県獣医師修学資金貸与希望調査票

顔写真添付欄

調査票記入日: _____ 年 ____ 月 ____ 日

(縦 3.5 cm × 横 3 cm)

1. 貸与希望者情報

ふりがな		出身 都道府県	(都道府県名)
希望者 氏名			
生年月日	____ 年 ____ 月 ____ 日生 (____ 歳)	性別	
ふりがな			
現住所	〒 _____		
連絡先①	携帯電話番号(又は固定電話番号)を記載してください。		
連絡先②	メールアドレスを記載してください。		

※後日、個別に連絡させていただきますので、確実に連絡の取れる連絡先を記載してください。

2. 現在、在学中の大学情報

在学する大学名 及び学部・学科名		学年	____ 年生
---------------------	--	----	---------

3. 将来、希望する職域・職種など ※下記のワード等を参考に、ご自由に記載してください。

【参考ワード】公務員獣医師、産業動物診療、小動物診療、農林水産、公衆衛生、家畜衛生、食品衛生、試験研究、動物愛護、野生動物など

4. 島根県の獣医師修学資金制度を希望(選択)する理由

(なぜ、島根県の修学資金を選択しましたか?)

【提出先】下記のいずれかの方法で、本希望調査票を提出してください。(お問合せ先: 0852-22-5137 廣江・濱村)

【メールの場合】アドレス shimane-juishi@pref.shimane.lg.jp

【郵送の場合】〒690-8501 島根県 松江市 殿町1番地
農林水産部 農畜産課 家畜衛生グループ 廣江・濱村 あて

【FAXの場合】FAX 番号 0852-22-6043

年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

申請者 住 所
氏 名

印

島根県獣医師修学資金貸与申請書

島根県獣医師修学資金の貸与を受けたいので、島根県獣医師修学資金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、県の機関に所定の期間勤務することを誓います。

ふりがな 氏 名		大 学	名 称	大学 学科
生年月日	年 月 日生		入 学 年 月 日	年 月 日
ふりがな 現 住 所	〒		卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日
			貸 与 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
高等 学 校 卒 業 以 降 の 学 歴	年 月 日	事 項		
連 帯 保 証 人	氏 名	印 (年 月 日生)		
	現 住 所	〒		
	職 業			
	続 柄			

添付書類

- 1 大学の学長又は学部長の推薦書（大学入学前に申請する者にとっては、大学入学後に速やかに提出すること。）
- 2 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書
- 3 申請日の属する年度の前年度における学業成績証明書